

別 紙 1

緑の募金による公募事業の概要

1 緑の募金公募事業

- ・ 森林ボランティア団体等が、森林整備（植栽、下刈り、枝打ち、除間伐など）や緑化推進（公共的な場所の街路樹や記念植樹等の造成事業、森林整備や緑化推進を目的とするイベントなど）に関する事業を実施する場合に助成する事業です。
- ・ 助成額の上限は、1, 0 0 0千円です。

2 学校環境緑化公募事業

- ・ 学校敷地内の緑化（樹木の剪定等）や環境教育フィールドの整備（ビオトープの整備等）を行う場合に助成する事業ですが、森林環境教育（学習）の実施が必要です。
- ・ 事業実施主体は、原則として小学校、中学校、特別支援学校です。
- ・ 助成額の上限は、5 0 0千円です。

3 緑の空間利活用森林環境教育公募事業

- ・ 学校林をはじめとする森林環境教育のフィールド整備（除間伐や歩道等の整備）や森林環境教育の実施、更には、幼稚園児や保育園児も対象とする森のようちえん活動などの森林環境教育を実施する場合に助成する事業です。
- ・ 事業実施主体は、学校、幼稚園等に加え、森林環境教育を実施する団体です。
- ・ 助成額の上限は1, 0 0 0千円ですが、森林整備など1年で整備できない場合は、複数年にわたる実施が可能です。

4 みどりの少年団活動促進公募事業

- ・ みどりの少年団活動において、活動計画に基づいて行う森林・林業体験活動などを実施する場合に助成する事業です。
- ・ みどりの少年団には、毎年活動実績を基に助成金を交付していますが、この事業は、毎年助成金とは別に、みどりの少年団の活動計画に基づく活動に対して助成する事業です。
- ・ 事業実施主体は、みどりの少年団（緑化少年団）ですが、未結成の場合は、新規結成を条件に対象とします。
- ・ 助成額の上限は、3 0 0千円ですが、少額であっても助成します。

※ 上記の事業の実施要領や応募申請書の様式は、当委員会ホームページに掲載していますので、利用してください。

別紙2

募集中の事業との関係

1 事業の募集状況

(1) 現在募集中の事業

事業名	募集期間	実施主体
緑の募金による公募事業		
1 緑の募金公募事業	9月1日～11月10日	岐阜県緑化推進委員会
2 学校環境緑化公募事業	9月1日～11月10日	岐阜県緑化推進委員会
3 緑の空間利活用森林環境教育公募事業	9月1日～11月10日	岐阜県緑化推進委員会
4 みどりの少年団活動促進公募事業	9月1日～11月10日	岐阜県緑化推進委員会
国土緑化推進機構による助成事業		
学校環境緑化モデル事業	9月1日～11月15日	国土緑化推進機構
学校林を活用した森林環境教育促進事業	9月1日～10月31日	国土緑化推進機構
緑の少年団活動促進事業	9月1日～10月31日	全国緑の少年団連盟 (国土緑化推進機構)

(2) 今後募集する予定の事業

事業名	募集期間	実施主体
緑の募金(中央)事業(一般公募事業)	2月1日～3月15日	国土緑化推進機構 (直接申請)
子どもたちの未来の森づくり事業	2月1日～3月15日	国土緑化推進機構 (県緑推経由(推薦書添付))
緑と水の森林ファンド公募事業	2月1日～3月15日	国土緑化推進機構 (直接申請)

2 事業の関係

上記の事業は、それぞれ独立した事業ですが、関連性があるものがありますので、応募申請にあたっては、次のことを参考にしてください。

なお、事業内容の詳細は、それぞれの事業の実施要領等をご覧ください。

また、国土緑推事業と県緑推事業の関係を別紙に示しましたので、併せてご覧ください。

(1) 「学校環境緑化モデル事業」(国土緑推)と「学校環境緑化公募事業」(県緑推)

学校環境緑化モデル事業は、助成額が50万円の定額助成になりますので、事業費が50万円以上に見込まれる場合は、この事業を勧めますが、ローソンが店頭で集めた募金から森林ファンドへの寄附金を活用して実施しているため、ローソン関係者が出席する完成式典の開催が必要です。採択数は全国で70校程度です。既にこの事業を実施したことがある学校(市町村)よりも未実施校が優先されます。

一方、学校環境緑化公募事業は、助成額の上限が50万円ですが、事業費が50万円未満の場合は、この事業を選択することになります。また、整備の進捗によっては、継

続して申請することも可能です。

ただし、当方の予算事情により、申請どおりの額で助成金を交付できないことがあります。

(2) 「学校林を活用した森林環境教育促進事業」(国土緑推)と「緑の空間利活用森林環境教育公募事業」(県緑推)

国土緑推の事業は、学校林(学校林の定義は実施要領を参照)を活動フィールドに民間の非営利団体が子どもたちの森林環境教育を支援するものです。県緑推の事業もほぼ同様の内容ですが、活動フィールドは、学校林に加え、校庭や園庭、所有者の了解が得られた民有林などを含み、間伐などの森林整備等の実施も可能です。

また、受益対象については、国土緑推の事業は小中学生が基本ですが、県緑推事業では、幼稚園など小学生未満の子どもたちも対象に含みます。

助成額の上限は、国土緑推の事業は、30万円です。一方、県緑推の事業は、森林整備等もできることから、100万円を上限にしていますが、30万円未満の少額であっても助成します。また、毎年継続した活動も助成します。ただし、申請どおりの額で交付できないことがあります。

なお、国土緑推の「子どもたちの未来の森づくり事業」も内容が類似していますが、この事業は、森林環境教育のフィールドとしての地域のシンボルとなる森づくりを目的に掲げており、学校林以外の森林も活動フィールドにすることができます。

(3) 「緑の少年団活動促進事業」(全国緑の少年団連盟)と「みどりの少年団活動促進公募事業」(県緑推)

事業内容は、どちらもほぼ同じであり、助成額も30万円を上限にしています。国の事業は、上限額の事業費が求められますので、30万円必要な場合は、国の事業を勧めますが、県緑推事業は、30万円未満の少額であっても助成し、毎年継続した活動にも助成します。

また、活動内容は、森林や林業に関する活動ばかりでなく、みどりの少年団の目的達成や少年団(地域)の実情に即したものであればよいので、花壇造成、農業体験、地域行事への参加など、多様なものが想定されます。

(4) 「緑の募金(中央)事業(一般公募事業)」(国土緑推)と「緑の募金公募事業」(県緑推)

事業の内容は似ていますが、別々の事業です。中央事業(一般公募事業)は、事業実施主体が直接、国土緑推へ申請し、県緑推は、事業の紹介をするだけでほとんど関与はありません。国土緑推の事業では、森林整備や緑化推進に関する助成額の上限は、200~300万円ですが、事業内容の審査等により申請どおりの額が交付されないことがあります。

一方、県緑推の事業は、現在募集中(9/1~11/10)であり、事業概要は別紙のとおりであり、助成額の上限は100万円です。ただし、申請どおりの額が交付されないことがあります。

(5) 「緑の募金公募事業」(県緑推)と「恵みの森づくり事業」(森林ファンド事業)

恵みの森づくり事業は、県緑推が助成を受けている緑と水の森林ファンド都道府県事業の内、森林整備に関する事業であり、緑の募金公募事業で応募のあった(応募予定も含む)事業の内、当方から事業実施主体及び支部へ相談の上、決定します。

事業内容等は、緑の募金公募事業と同じですが、国土緑推の事業年度の関係から4月1日から6月30日までの間に事業を完了させる必要があります。